

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和7年11月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	1 新規申請に関する事務 2 再交付申請に関する事務 3 氏名、居住地の変更に関する事務 4 返還に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳発行システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条第8号に基づく主務命令第2条の表】 14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項 ○情報照会に係る根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県障害者相談支援センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 三重県総務部文書・情報公開課 059-224-2071 情報公開／個人情報公開窓口 059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-0113 津市一身田大古曾670-2 三重県障害者相談支援センター 059-236-0400
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。住基ネット照会には住所を含む3情報による照会を原則とする。複数人での確認や上長による最終確認を行う。更新時には本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか再度確認を行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	手帳交付システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月12日	I 関連情報 3. 個人情報利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項	番号法第9条第1項 別表の20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第11条	事後	重要な変更にあたらない (法改正)
令和7年11月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条8号 別表第二】 10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、 56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない)	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条第8号に基づく主務命令第2条 の表】 14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、 77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、 144、155、161、163の項 ○情報照会の根拠 なし(身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない)	事後	重要な変更にあたらない (法改正)
令和7年11月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 三重県戦略企画部情報公開課 059-224-2071 情報公開／個人情報公開窓口 059-224-2073	〒514-8570 津市栄町1丁目954番地 三重県総務部文書・情報公開課 059-224-2071 情報公開／個人情報公開窓口 059-224-2073	事後	重要な変更にあたらない (組織改正)
令和7年11月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年11月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和7年11月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。住基ネット照会 は住所を含む3情報による照会を原則とする。複数人での確認や 上長による最終確認を行う。更新時には本人からマイナンバー を取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか再度確認 を行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが 発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
令和7年11月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行 われるリスクへの対策 十分である 手帳交付システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ 閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、 副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員 が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に 制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を 紐付けられることはない。これらの対策を講じていることか ら、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加